



臨時教職員の待遇改善を強く求めています！

【県教委への主な要求】

○地公臨などの臨時教職員の任用や待遇について改善すること。

- (1) 正規教職員への採用をすすめること。
- (2) 次年度の任用の有無を可能な限り早く明らかにし、生活を保障させるための必要な措置を講じること。
- (3) 地公臨・産育病休補助教員を連続して任用する場合は、雇用の中断を行わないこと。
- (4) 地公臨・臨時教職員の賃金や休暇等について改善すること。
 - ① 地公臨教職員給与の最高号給を引き上げること。
 - ② 地公臨教職員の休暇制度全般について正規教職員と均衡させること。
特に、介護休暇、育児休業を導入すること。

○非常勤教職員の勤務条件を改善し、安心して働けるようにすること。

- (1) 非常勤講師の雇用について
 - ① 新規の非常勤講師について、雇用前の健康診断費用の自己負担をなくすこと。
 - ② 非常勤講師の年次有給休暇や特別休暇を拡大すること。
 - ③ 担当している生徒が在籍している限りは雇用を継続すること。
- (2) 時間単価（手当）について
授業以外のテスト作成・採点・「補講」・個人指導などの業務内容にふさわしい手当に改善すること。調理実習などで準備や片づけにかかった時間も手当として支給すること。

【近年の主な成果】

○教員採用試験の年齢制限を撤廃させました

(2015 年度実施)

○年休の次年度繰り越しができるようになりました

(2017 年度実施)

○社会保険の継続加入が実現しました

(同一校の場合 2014 年度末～)

(同一校でない場合 2017 年度末～)

○非常勤の忌引休暇がとれるようになりました

(2017 年度実施)

ご意見や困っていることがありましたら、
高教組にぜひご相談ください。



群馬県高等学校教職員組合（高教組）

前橋市大手町 3 - 1 - 10 教育会館 3 階

TEL : 027 (231) 2784 FAX : 027 (231) 2787

ホームページ : <http://www.ghtu.org/> Email : ghtu@educas.jp

